

子供の親権問題および家族法に関する Q&A（テキサス州向け）

【おことわり】

※これらの資料は、当館の委嘱により弁護士の協力を得て、米国の子供の親権問題及び家族法に関する一般的な情報に加えて、必要に応じてテキサス州の一般的な情報を記載したものです。

※国際結婚ではそれぞれのケースによって適切な対応は大きく異なります。ここに記載されている内容は概要をまとめたものであり、法律上のアドバイスではありません。2014年4月1日に、日本においてもハーグ条約が発効しましたが、それ以降も法律の改定等により状況が異なってくる可能性があります。個別のケースにおいて本資料の利用により何らかの損害が生じて一切責任を負いかねますので、具体的なケースにつきましては専門の弁護士や専門機関等にご相談ください。

Q1 日本で離婚手続を行うために、子供を連れて日本に帰国するのは問題ないでしょうか？

A1 米国では、一方の親のみの判断で子供を国外に移動させることは、他方親の監護権の侵害や刑法上の犯罪になることがあります。場合によっては、米国への再渡航や米国と何らかの取決めがある国に旅行等で入国する際に逮捕される可能性があり、また、ICPO(国際刑事機構)を通じて、誘拐犯として国際手配され、子供の写真とともに広く国際社会に配信されるおそれもあります。

このようなことが起きないように、子供を連れて日本へ帰国を希望する場合は、国際的な子供の親権問題に精通した弁護士等の専門家に相談して下さい。

御自身の米国滞在資格の有効期間終了が迫っているにも拘わらず、米国人等配偶者からの協力が得られない場合や、家庭内暴力(DV=Domestic Violence)に悩んでいる場合は、そのような問題に対応する専門家や機関が多く存在しますので、すぐに相談するようにして下さい。

なお、2014年4月1日に、日本においても、ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)が発効しました。この条約の発効後に、邦人の親がその配偶者の同意なく米国から日本に子供を連れ帰った場合、子供の監護権を有する米国在住の配偶者が、ハーグ条約に基づいて、日本または米国の中央当局(条約上締約国に設置を義務づけられた政府の窓口。日本の場合には、外務省が中央当局を担っています。)に子供の返還援助を申請し、裁判所の返還命令を得て、子供を元の居住国に返還させることが可能になりました。ただし、以下のような場合には連れ去られた子供を返還しなくてもよいと裁判所が判断する場合があります。

- 裁判所への返還申立手続の開始が、本国に連れ帰った日から1年以上経過してからなされ、子供が新しい環境になじんでいる場合

- 申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合
- 元の居住国への返還により、子供が肉体的・精神的な危害にさられる、または耐え難い状況におかれるような重大な危険がある場合。(例: 子供への虐待や DV 等)
- 子供が元の居住国に返還されることを拒んでいて、その子供の意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。

※ハーグ条約: 国境を越えて子供を強制的に連れ去ることによって生ずる様々な悪影響から子供を守ることを目的としています。原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みで、国境を越えて別れて暮らす親子の面会交流の実現を目指すものでもあります。

Q2 監護権とは何ですか？

A2 未成年の子供を育成する上での親の権利・責任を一般に米国では Custody(監護権)といいますが、テキサス州法では、これをコンサーバターシップ(Conservatorship)といいます。テキサス州では大きく分けて Sole Managing Conservatorship(単独保護・親権)と Joint Managing Conservatorship(共同保護・親権)の2種類の親権があります。原則として Joint Managing Conservatorship が子供にとって望ましいと考えられています。

Sole Managing Conservatorship (単独保護・親権)

稀なケースですが、一方の親が Sole Managing Conservator(単独保護者)として指名されることがあります。その場合、単独保護者には子供の養育(例えば、子供の住居の決定、医療処置に対する同意、養育費を受け取る権利、司法手続きにおける子供の代理人、子供の結婚・軍隊入隊に対する同意、子供の教育に関する決定、子供の収入に対する権利、子供のパスポートの申請など)に関し、他方の親よりも優位な権利が与えられています。

裁判所が Sole Managing Conservator を指名する理由として、以下の例が挙げられます:

- もう一方の親による家庭内暴力や、親としての義務の怠慢・虐待などが過去にあり、子供への身の危険が考えられる。
- もう一方の親による麻薬・飲酒問題、他の違法行為が過去にあり、子供への身の危険が考えられる。
- もう一方の親が子供と疎遠関係にある。
- 過去に子供の両親の間で、教育、医療処置、宗教観などに関して、極度の意見の相違があった。
- もう一方の親が Joint Management Conservator としての指名を拒否した。

Joint Managing Conservatorship (共同保護・親権)

子供の両親が Joint Managing Conservator (共同保護者)として指名された場合、原則として、上記の親権、責任、決定権は両親で共有します。その場合、子供の住居を決定した親を Primary Joint Managing Conservator(第一共同保護者)または Custodial Parent とよび、もう

一方の親は特定の日に、子供と面会交流 (Visitation)をする権利があり、Possessory Conservator(一時占有保護者)または Non-Custodial Parent と呼ばれます。Possessory Conservator はもう一方の親から子供の健康、教育などの情報を得る権利、それらに関する決定がなされる前に連絡を受ける権利(緊急時などは例外)、子供に関する資料をレビューする権利、子供の医師と相談する権利、子供の学校関係者との面談や行事に参加する権利、緊急時などに子供の保護者として指名される権利、緊急時の子供に対する医療処置に同意する権利、子供の財産を管理する権利があります。

面会交流権(Visitation) = 占有(Possession) + 面会(Access)

テキサス州法での交流権(Visitation)とは所有と面会を指し、子供と普段住んでいない親に面会交流権が与えられます。テキサス州には数種類の面会交流権があり、(1) Standard Possession Order (2) Modified Possession Order (3) Possession Order for a child under age three (4) Supervised Visitation Order があります。両親が互いの相談の上、子供に最も適している面会交流のスケジュールで合意ができれば、基本的に裁判官はそれを尊重します。しかし、両親の合意が無い場合は、裁判官がテキサス州議会によって決定されたガイドラインに沿って、両親の状況などを考慮し決定します。

Standard Possession Order

原則として、面会交流権を有する親(Possessory Conservator または Possessory Parent)には毎月、第1、3、5 週目の金曜日の午後6:00 から日曜日の午後6:00、および木曜日の午後6:00 から午後8:00 まで交流権が与えられています。すべての祝日、長期休暇(感謝祭、クリスマス、春休みなどを含む)は均等に分配され、毎年入れ替わります。また、Possessory Parent には夏に30 日間(100 マイル以上離れて暮らしている場合は42 日間)の面会交流権が認められます。

Modified Possession Order

Standard Possession Order に変更がある場合に発行される Court Order で、両親の家庭環境や子供の年齢などを基に決定されるため、その内容はケース・バイ・ケースです。

Possession Order for a child under age three

子供が3 歳以下の場合、裁判官は Possessory Parent の面会交流権を制限すべきか判断します。この Order が出た場合、子供がある年齢に達するまで Possessory Parent 宅での寝泊り(Overnight Visitation)禁止などを規定します。

Supervised Visitation Order

一方の親が、子供の養育に怠慢であったり、子供を虐待している、または他方の親に DV を行うなどの事実が明らかな場合でも、面会交流の実施の判決が出されることがあります。このような親と面会をする子供が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通しての面会交流(Supervised Visitation)を命じる可能性があります。もし、子供が面会交流中に虐待を受けた、というような場合は、直ちに弁護士やシェルター、警察にご相談下さい。

Q3 親が面会交流権に関するスケジュールに従わない場合はどうなりますか？

A3 もし一方の親が子供の引き渡しを拒否した場合は、他方の親は裁判所に申し立てを行い、Order に従わせることができます。ただし、面会交流権を有する親がその権利の行使をしない場合、原則として法律上の救済処置・対応策はありません。

Q4 養育費はどのように決めるのでしょうか？

A4 養育費の金額は、子供の人数や年齢、支払い義務のある親の収入により異なります。テキサス州では、州の計算ガイドラインに沿って、養育費の金額が計算されます。まず、養育費を支払う義務のある親の総収入から、税金、Social Security、組合会費、子供の健康保険の掛け金の支払いを控除した Monthly Net Resources とよばれる金額を算出します。その金額に子供の人数をもとに算定された割合を掛け、養育費が決定されます。

Q5 もし養育費を支払う義務のある親が養育費を払わない場合どうなりますか？

A5 裁判官に対する侮辱罪 (Contempt) として、罰金や懲役が科せられることがあります。

Q6 相手からの DV が酷くて離婚したいのですが、離婚裁判時に DV を主張すると、相手親から子供を遠ざけるための抗弁と思われ、不利と聞いたのですが本当ですか？

A6 DV の兆候が見え始めたら、離婚の手続き等とは別にすぐに専門家に相談し対応を検討することをお勧めします。テキサス州の親権裁判では、離婚後も両親共に子供の養育・看護に関わり続けていくことが子供の最善の利益 (The Best Interest of the Child) という法的概念を主軸に、裁判官が監護権を取り決めていきます。裁判所は、全体像を把握した上で、どちらの親が子供の健やかな成長のための最善の利益を実現できるか、子供が必要としているニーズに応えられるか等を判断します。このプロセスの中で、裁判官は家庭内での DV 事実があれば考慮し、また、離婚後に子供を引き取った親がもう一方の親と子供の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と評価され、監護権の決定に影響する場合があります。DV を主張すること自体が、親の疎外行為と認識されるか等、詳しいことは専門家に相談して下さい。

Q7 通常、テキサス州の裁判所では、どのような証拠が DV 被害の立証に用いられていますか？

A7 通常、裁判所では、証言 (Testimonial) と書証 (Documentary) が証拠立証に用いられます。以下は証拠の例ですが、この他にも、弁護士の判断によって DV の立証に用いられるものもありますので、専門の弁護士にご相談下さい。

DV 被害の立証に用いられる証拠の一般例：

- DV 被害者の証言
- DV (身体的な暴力やその他の暴力) の目撃者の証言
- 特定の DV 事件の要因や因果関係について情報を持っている人の証言
- DIR (Domestic Incident Report) 等、警察調書のコピー
- DV で負傷した時に治療を受けた病院の診断書のコピー
- DV の状況を撮った写真
- E メール
- 電話メール、Text
- 電話の会話の録音
- ビデオの録画
- その他 DV の状況を立証する証拠

Q8 米国人の夫が、私の滞在ビザに同意しない、クレジットカードを取り上げるなどと言い、私を米国から追い出そうとしています。どうしたら公平に離婚および親権について協議できますか？

A8 まず、経済的支配等の DV 被害を受けていて、滞在ビザのスポンサーに配偶者が同意しない場合、その被害者は VAWA (Violence Against Woman Act) に基づく永住申請権または U ビザの申請が可能となるといった移民救済措置が利用できます。被害者の配偶者が米国市民か永住権保持者の場合、VAWA と呼ばれている米国連邦法のもと、被害者が配偶者の補助なしに永住権を取得すること、または、2 年の期限付き永住権を 10 年に更新することができます。VAWA 申請には、DV があったという証拠 (警察の調書、DV を描写する写真、知

人の証言、DV 支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となります。

Uビザは 4 年間有効の非移民ビザを指し、DV を含む特定の犯罪に巻き込まれた外国人被害者に対して発行されます。Uビザの申請資格者は、(1) 犯罪によって多大なる心的、身体的虐待を受けた者で、(2) 司法機関および政府機関の刑事事件の捜査・起訴に協力する意思を有する者、と定義づけられています。労働許可も与えられる Uビザは、3 年目以降に永住権申請が可能となります。

VAWA 永住権申請や Uビザの取得を考えている方は、専門の弁護士や DV 被害者支援団体にご相談下さい。

裁判所は、夫婦が離婚および監護権について公平に協議するための話し合いに利用できる裁判外紛争手続(Alternative Dispute Resolution: ADR)と呼ばれるプログラムを提供しています。ADR では、弁護士や Mediator と呼ばれる仲介者を通しての話し合い(Mediation)の場を設け、裁判によらずに監護権や養育費の詳細について冷静に決めることができます。しかし、これらのプログラムでは、DV が存在する夫婦には Mediation サービスを提供していません。前述のように、DV の被害者が加害者側に対し恐怖心を抱いて自分の意見を述べられないような DV の関係にある場合、公平な話し合い自体が成り立たないからです。

ADR サービスを受けるオプションがない場合、裁判所へ親権者指定や離婚の申し立てをし、裁判所の判断を求めることになります。これも前述の通り、テキサス州では、子供の最善の利益(The Best Interest of the Child)という観点から、裁判官によって監護権が決定されるからです。

夫婦間に DV が存在し、被害者である日本人親が子供を連れての日本への帰国を望んでいる場合、裁判官は、テキサスに住み続ける米国人等他方親との親子関係構築への影響、被害者の親が日本に帰国を希望する理由の吟味、子供にとってテキサスでの生活環境と日本で予想される生活環境の比較、更に、DV の証拠等、総合的な視点から判断を下すとされています。

また、米国人等他方親が子供と良い親子関係を築けていない状況にあれば、被害者の日本人親と子供が日本へ帰国しても、テキサスに住み続ける米国人等他方親との親子関係構築への影響は低いと見なされるでしょう。

但し、実際には、裁判官が被害者の日本人親と子供が日本へ帰国することを認めても、テキサス在住の米国人等他方親に面会交流権を与えることになるため、夏休みや長期休暇中に面会交流を行う必要性が出てくる可能性があります。

また、裁判所の決定書、または相手の書名のある同意書(弁護士が作成したものが望ましい)を持たずに日本へ連れ帰った場合、米国法上、親権者誘拐罪(Parental Kidnapping)が成立する可能性があり、さまざまなリスクを負うおそれがあります。

DV に苦しみ、米国で離婚裁判を行った結果、被害者の日本人親が子供を連れて日本に帰国することが認められた事例もありますが、個々のケースはとても複雑ですので、テキサス州の裁判所で監護権者指定の申し立てをする前や、日本へ子供と帰国する前に、DV の被害者に法的サポートを提供している団体や、離婚を専門に扱っている弁護士に相談することをお勧めします。

Q9 経済力がなくて、弁護士が雇えません。英語力もないことから、離婚裁判所において主張できず困っています。どうしたらよいですか？

A9 米国各州では、低所得者に対し、無料法律相談サービスや法的援助サービスを提供する弁護相談機関がいくつか活動しています。そのような団体の法的サービスを利用されることをお勧めします。

テキサス州の主な無料相談サービスや法的援助サービスについては下記のサイトをご覧ください。

※以下サイトは一般的な情報提供として掲載しているもので、当館が紹介・斡旋するものではありません。各機関との連絡は直接ご自身で行ってください。同機関とのトラブル等につきましては当館として一切責任を負えませんので、予めご了承の上、ご利用ください。

www.texaslawhelp.org

連絡先: TexasLawHelp

Eメール: txlawhelp@tlsc.org

www.lonestarlegal.org

連絡先: Lone Star Legal Aid Foundation

電話: 1-800-733-8394

https://www.texasbar.com/AM/Template.cfm?Section=Affordable_Legal_Services&Template=/CM/HTMLDisplay.cfm&ContentID=48970

<https://guides.sll.texas.gov/legal-clinics>

テキサス州のリーガル・エイド・クリニック等のディレクトリ

Q10 面会交流 (Visitation) とは何ですか？なぜ離婚した後も子供を他方親に会わせないといけないのですか？

A10 米国で認識されている子供の最善の利益とは、両親が離婚後も子供の養育・監護に関わるということです。通常、一方の親に単独保護が命じられた場合でも、他方の親と子供が定期的に会い、子供の人生に関わっていけるように面会交流権 (Visitation) が与えられます。

Q11 離婚後、日本にいる祖父母に会わせるために子供を連れて一時帰国したいのですが、裁判所から日本においてミラーオーダーの手続きが必要といわれました。ミラーオーダーとは何ですか？どのように手続きを取ればよいですか？

A11 ミラーオーダーとは、裁判地国の裁判所が発出した命令と同じ内容の命令を子供の移動先の国の裁判所で発してもらうものです。裁判地国の裁判所が出した命令が子供の移動先の国でも確実に守られるように、同じ内容の命令を出してもらうことを条件に、子供の移動（一時的な帰国・渡航や転居、返還など）を認めるものです。

このようなミラーオーダーの裁判手続きは、アメリカやイギリス、オーストラリア等で行われていますが、日本には存在しません。ただし、日本でも外国裁判所の決定と同一の内容を日本の裁判所でも認めてもらうべく求める方法があるので、まずは日本の弁護士に相談することをお勧めします。